

平成29年度 公益財団法人佐賀県体育協会 事業計画

【公益目的事業】

〔事業の構成〕

本事業は、5つの事業で構成される。

1. 選手強化に関する事業
 - (1) 競技スポーツ対策事業
 - (2) スポーツ指導者養成等事業
 - (3) 海外大会に参加する選手・指導者への奨励金支給
 - (4) 優秀選手表彰
2. 国民体育大会の開催協力に関する事業
 - (1) 国民体育大会への派遣
 - (2) 国民体育大会九州ブロック大会の共催
 - (3) 佐賀国体開催支援及び普及促進
 - (4) 国体出場選手に対する学習会等の開催
 - (5) 国体へのスポーツドクター、トレーナーの派遣
3. 選手強化のための環境整備に関する事業
 - (1) 未普及競技支援
 - (2) スポーツ奨学金給付事業
4. スポーツに関する普及啓発・人材養成事業
 - (1) スポーツ指導者等の養成・育成を目的とした研修の実施
 - (2) スポーツの指導者の養成・育成を目的とした研修会参加の助成
 - (3) 地域のスポーツの活性化のための総合型地域スポーツクラブの支援
 - (4) 広報活動・表彰事業
5. スポーツ大会等の開催補助事業
 - (1) スポーツ少年団活動支援
 - (2) スポーツ国際交流活動
 - (3) 県民スポーツ振興活動

【事業の目的】

本協会は、本県におけるスポーツの統一組織として、その社会的役割の重大さを認識し、スポーツの意義と県内外におけるスポーツの動向を踏まえ「県民スポーツの振興」及び「競技力の向上」につとめるとともに、加盟団体をはじめ関係機関・団体との連携・強化を図り、次の事業を積極的、効果的に推進する。

【事業の概要】

選手及び指導者の育成を図るとともに国民体育大会などへ選手を派遣し、競技力の向上を目的とした事業及びスポーツに参加する機会を提供する。また、国民体育大会に関し、その開催の意義や期待される効果等を周知・普及促進するとともに、本県で開催される場合には開催支援を行うことで、本県スポーツの振興を図り健康で生きがいのある県民生活へ寄与することを目的とした事業である。

〔個別の事業の内容〕

1. 選手強化に関する事業

【趣旨】

佐賀県内の競技団体や選手、中学校・高等学校の運動部活動を支援し、全国大会などで県勢が活躍すれば、一般県民や当該各競技団体に関係する不特定の者がスポーツに対し機運を高めることを目的としている。

【事業内容】

(1) 競技スポーツ対策事業

1) ポテンシャルアスリート事業

(内 容) 国内で開催される各競技団体の最高峰の大会（以下全日本選手権等）で、入賞者を輩出するために実施される強化事業費（合宿・強化練習、指導者招聘、遠征等）への補助を行う。

(対 象 者) 指定競技団体

※指定競技団体とは過去3年間における競技実績等から全国大会での入賞が見込まれると判断した団体（競技力向上委員会が実績からピックアップした団体）

※競技団体とは県体協に加盟している全ての競技団体

(対象経費) 報償費、旅費、需用費、負担金、使用料及び賃借料

(補 助 額) 補助金申請に基づき、指定競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査し決定する。

(選考方法)

選考委員：競技力向上委員会（理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準：過去3年間の全国中学校体育大会、全国高校総体、日本選手権、国民体育大会の入賞回数によってランキング化して判断。

- ・直近のオリンピックの出場者を輩出
- ・期待が見込める団体競技
- ・国体の成績を考慮

以上を考慮して、競技団体へ傾斜配分する。

最終決定者：理事長

2) ジュニアアスリート育成事業

(内 容) 中学校体育連盟の各競技団体の底辺の底上げと有望な選手の育成にかかる費用を支援する。

(対 象 者) 中学校体育連盟

(対象経費) 報償費、旅費、需用費、負担金、使用料及び賃借料

(補 助 額) 補助金申請に基づき、中学校体育連盟の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査

(選考方法)

選考委員：競技力向上委員会（理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準：中学校体育連盟により各競技団体への一律配分に加え、全国中学校体育大会等における競技実績に基づく傾斜配分が適切になされているか。また、ジュニア層の育成が見込まれる事業計画となっているか。

(中学校体育連盟が実施する中学校運動部への助成については、中学校体育連盟に一任)

最終決定者：理事長

3) コーチ研修会支援事業

(内 容) 希望する競技団体のスポーツ指導者が、同じ種目の障害者スポーツへ関心高めながら障害者の選手も指導できるようにするための研修会や開催事業へ補助するもの。

(対 象 者) 競技団体

(対象経費) 報償費、旅費、需用費、負担金、使用料及び賃借料

(補 助 額) 補助金申請に基づき、希望する競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査

(選考方法)

選考委員：競技力向上委員会（理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準：障害者スポーツの指導者育成につながる事業計画となっているかなどを判断。

最終決定者：理事長

4) スタッフ育成支援事業

(内 容) ドクター、トレーナー、薬剤師や栄養士の方が、JOC等が実施する専門の研修会や直接個別研修に参加する費用や研修会の開催を補助。

(対 象 者) スポーツ医・科学委員会各部会及び加盟競技団体からの推薦を受けた者

(対象経費) 報償費、旅費、負担金、需用費、使用料及び賃借料

(補 助 額) 補助金申請に基づき、被推薦者の活動内容と申請金額の妥当性をスポーツ医・科学委員会で審査。

(選考方法)

選考委員：スポーツ医・科学委員会

選考基準：トレーナー等のスキルアップが見込まれる各部会の事業計画となっているかを判断する。

最終決定者：理事長

5) 競技用具購入・運搬等費助成事業

(内 容) 競技成績の向上が見込める競技団体のうち、高額な経費を要する加盟競技団体の競技用具購入費を補助したり、器具運搬の経費が高額な加盟競技団体に補助を行う。

また、選手強化に係る配布資料の作成や送付等に係る経費について補助を行う。

(対 象 者) 購入・・・加盟競技団体が競技用具を購入

運搬・・・加盟競技団体に補助

(対象経費) 需用費、使用料及び賃借料、備品購入費

(補 助 額) 補助金申請に基づき、加盟競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査

(選考方法)

選考委員：競技力向上委員会（理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準：3年～5年間の全国大会における入賞実績

最終決定者：理事長

(2) スポーツ指導者養成等事業

<内容>

1) トップアドバイザー招聘事業

(内 容) 競技団体が国内外の優れた指導者を招聘し、直接アドバイスを受ける研修会の経費を補助する。

(対象者) 競技団体

(対象経費) 報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料

(補助額) 補助金申請に基づき、競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査。

(選考方法)

選考委員 競技力向上委員会（理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名）
で審査し、申請があった場合は理事長が判断する。

選考基準: 3年～5年間の全国大会における入賞実績

最終決定者:理事長

2) スポーツコーチ育成事業

(内 容) 競技団体が県内の指導者を国内外のすぐれた指導者のもとへ派遣して、指導方法や技術等を学び、最新の情報を収集するための研修経費を補助する。また、競技団体の指導者をJOCや中央競技団体等が実施する講習会や研修会等に参加する経費を補助する。

(対象者) 全競技団体

(対象経費) 旅費、負担金

(補助額) 補助金申請に基づき、競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査。

(選考方法)

選考委員: 競技力向上委員会（理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準: 各競技団体から推薦された中心的指導者の「全国大会における入賞者を育成できる指導者の養成が見込まれる事業計画となっているか」を審査する。

最終決定者:理事長

(3) 海外大会に参加する選手・指導者への奨励金支給

(内 容) 県内競技団体に所属する選手及び指導者等が、海外で開催される公式競技会等に日本代表として参加する場合に奨励金を支給している。

(対象者) 佐賀県内の競技団体に所属する選手及び指導者等

(支給額) 海外遠征奨励費支給事業要綱により、奨励金は一人当たり5万円として規定している。

(周知方法) 競技団体に文書で通知

(選考方法)

選考委員: 競技力向上委員会（理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準: 海外遠征奨励費支給事業要綱に規定するオリンピック大会、アジア大会等の対象となる大会であるか否かを審査

最終決定者: 競技団体から申請があったものについて理事長が決定する。

(4) 優秀選手表彰

(内 容) 国民体育大会の正式競技において8位までに入賞した選手及びチーム、指導者の表彰を行っている。

(対象者) 国民体育大会に参加した選手及びチーム、指導者等

(選考方法)

選考委員: 競技力向上委員会（理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準: 国民体育大会入賞者表彰規程に定める表彰基準（国民体育大会の正式競技において8位までに入賞した選手及びチーム、指導者）に合致しているか否かを審査。

最終決定者： 理事長

【事業実施の体制】

佐賀県及び競技団体と、強化対象の団体・選手の推薦や経費補助対象団体の推薦、経費の実績報告などの連携をとり、当協会が最終選考及び給付・表彰を行っている。

【事業実施の財源】

補助金、ゴルフ募金

(補助金の内容)

交付者：佐賀県

名 称：(公財) 佐賀県体育協会佐賀国体選手等強化事業費補助金

目 的：国民体育大会正式種目の事業計画に基づく選手等強化事業に必要な経費の一部を補助する。

2. 国民体育大会の開催協力に関する事業

【趣旨】

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図る大会であり、佐賀県の選手等の派遣や九州ブロック大会の開催、佐賀国体の開催支援等を行うことにより、佐賀県内の競技力の向上とスポーツ振興に寄与することを目的としている。

【事業内容】

(1) 国民体育大会への派遣

(内 容) 公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」)及び各都道府県体育協会と連携し、国民体育大会や国体九州ブロック大会の各競技大会へ選手、役員等を派遣する。

なお、派遣に当たっては、佐賀県選手団のユニフォーム購入補助や国体選手候補者に国民体育大会候補選手証を発行し施設利用料を免除し、体育施設の年間利用計画を調整することにより、競技団体及び選手の練習効果を高めるとともに、強化練習会場での競技団体及び選手の激励や国体結団式及び入賞者表彰式((4))を行い、国体参加の意識の高揚を行う。

(対 象 者) 国民体育大会に参加する選手、監督、役員

(周知方法) ホームページ等で開催競技、日程などを周知。

(派遣選手の選考方法)

選考委員：競技力向上委員会(理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名)

選考基準：各競技団体より申請された選手を国民体育大会要綱に定める出場資格(日本国民で有るか? 県大会及び九州ブロック大会に参加しこれを通過した者であるか? など)を満たしているか否かを審査。

最終決定者：理事長

(2) 国民体育大会九州ブロック大会の共催

<内容>公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」)、佐賀県及び各都道府県体育協会と連携し、「国民体育大会開催基準要項」に基づき作成された各競技の実施要項により、佐賀県体育協会は九州ブロック大会を共催する。

<対象者>国民体育大会九州ブロック大会に参加する選手、監督、役員

<周知方法>ホームページ等で開催競技、日程などを周知

(3) 佐賀国体開催支援及び普及促進

1) 佐賀国体普及促進事業

<内容>

佐賀国体での天皇杯獲得に向けて、国体開催の意義や期待される効果等を県内スポーツ関係者、県民等に周知・普及促進し、また、佐賀国体の支援組織を広く県下各地に設立するため、各市町、各市町体育協会、競技団体等に働きかける。

<対象者>一般県民、各市町並びに関係諸団体、加盟競技団体等

<周知方法>資料作成配布、マスコミ、ホームページ、会議等で開催競技、日程などを周知

(4) 国体出場選手に対する学習会等の開催

(内 容) ドーピングという「競技能力を高めるために、禁止薬物や禁止方法を使用したり、それらを隠ぺいする行為」がトップ選手だけでなく、青少年の心身にも深く関わるので、適切な判断や対応ができる力を付けるために、特に国体へ参加する選手に対してアンチ・ドーピングに関する学習会を年2回、国体結団式(秋季、冬季)時に実施している。

(対象者) 国民体育大会に参加する選手、監督、役員

(時 間) 1回40分

(講 師) 本会のアンチ・ドーピング部会に所属する医師・薬剤師・管理栄養士等

(5) 国体へのスポーツドクター、トレーナーの派遣

(内 容) スポーツドクター等は、選手の応急処置を行う役割を担っており、国体参加選手及び本部役員編成基準によりスポーツドクター等の帯同を義務づけられている。

このため、当協会のスポーツドクター部会規程により推薦されたスポーツドクター、トレーナーが国体に参加する佐賀県選手団に帯同する。

なお、ドクター部会、トレーナー部会を当協会内に設け、スポーツドクター等の自己研修の場として提供し、帯同するスポーツドクターの知識の向上につなげている。

(事業の対象) 国民体育大会に参加するスポーツドクター等

(派遣者の選任) 当協会のスポーツドクター部会規程による推薦について、理事長が決定。

【事業実施の体制】

日本体育協会及び他の都道府県体育協会、佐賀県、佐賀県内の各種スポーツ団体と運営に関するスケジュール、競技開催の調整等の連絡を取り、当協会が派遣及び学習会を実施している

【事業実施の財源】

補助金、負担金、雑収入

(補助金の内容)

名 称:「国民体育大会派遣事業費補助金」

目 的:国民体育大会に出場するための必要な経費を支給する。

3. 選手強化のための環境整備に関する事業

【趣旨】

競技人口の少ない競技団体への支援や国民体育大会における少年の部の競技力向上をはかるため、優秀選手の中で本県で活躍が期待される選手を指定し、奨学金を支給して経済的負担の軽減並びに選手強化の環境を整備し、競技力の向上とスポーツの振興に寄与することを目的としている。

【事業内容】

(1) 未普及競技支援

<内容>

1) 未普及競技の育成及び組織整備支援事業

(内 容) 佐賀県内において競技人口が少ない競技の競技団体(未普及競技団体)は、会員数が少なく、又、予算規模も小さい為、対外試合や上位団体への選手登録費がままならない状況のため、助成の応募を行い、助成対象団体、助成額ともに競技力向上委員会で決定して、運営費に対する助成を行う。

(対 象 者) 未普及競技育成事業要綱に基づき指定した競技団体

(対象経費) 報償費、旅費、需用費、負担金、通信運搬費、役務費、使用料及び賃借料

(補 助 額) 未普及競技育成事業要綱に基づき、加盟団体のうち、指定した競技団体の活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査

(選考方法)

選考委員：競技力向上委員会(理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名)

選考基準：未普及競技育成事業要綱に基づき、加盟団体のうち、県内に競技人口が少ない団体から指定

最終決定者：理事長

2) チャレンジ・スポーツ教室開催支援事業

(内 容) 競技団体に助成の応募を行い、競技力向上委員会で競技人口の少ない競技種目の団体、助成額を決定して、競技人口の拡大や県全体の競技の底上げにつなげるスポーツ教室にかかる経費を補助する。

(対 象 者) チャレンジ・スポーツ教室開催支援事業補助金交付要綱に基づき指定した競技団体

(対象経費) 報償費、保険料、役務費、需用費、使用料及び賃借料

(補 助 額) 補助金申請に基づき、活動内容と申請金額の妥当性を競技力向上委員会で審査。

(選考方法)

選考委員：競技力向上委員会(理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名)

選考基準：チャレンジ・スポーツ教室開催支援事業補助金交付要綱に基づき、加盟競技団体のうち、競技人口の少ない競技又は種目

最終決定者：理事長

(2) スポーツ奨学金給付事業

(内 容) 国民体育大会等における少年の部の競技力向上をはかるため、優秀選手の中で本県で活躍が期待される選手を指定し、奨学金を支給する。

(対 象 者) 中学、高校に在籍する者

(支 給 額) 月額 30,000 円

(選考方法)

選考委員：競技力向上委員会(理事5名・加盟競技団体6名・学識若干名・事務局等若干名)

選考基準：対象者が在籍する学校と競技団体からの推薦者で、全国8位入賞の実績又はその可能性があるもの

最終決定者：理事長

【事業実施の財源】

募金、基金運用利息、補助金

(補助金の内容)

- ・ 交付者： 佐賀県
- ・ 名称： (公財) 佐賀県体育協会運営事業費補助金
(公財) 佐賀県体育協会佐賀国体選手等強化事業費補助金

4. スポーツに関する普及啓発・人材養成事業

【趣旨】

スポーツに関する普及啓発・広報活動・人材養成事業を広め、また、スポーツ指導者等に対する研修会・助成・表彰等を実施することにより県民のスポーツ振興及び競技力の向上を図る。

【事業内容】

(1) スポーツ指導者等の養成・育成を目的とした研修の実施

<内容>

1) 公認スポーツ指導者(注1)養成講習会の実施

(内 容) 公認スポーツ指導者の資格を取得するための「公認スポーツ指導者養成講習会」を日本体育協会の委託で開催する。

(対 象 者) スポーツの指導者(指導員、上級指導員)

(周知方法) 加盟競技団体及び加盟団体に文書で日程等を連絡し講習会参加者を募っている。

(受講者数) 年間受講者は20名～30名程度

(科 目 数) 共通科目35時間・専門科目40時間の受講が必要である。但し資格(上級他)によっては、受講時間が異なる。

(講 師)

- ・ 国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者。
- ・ 社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者。
- ・ 各科目の専門領域において、教育実績または研究実績を持つ者。
- ・ 中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者。
- ・ 日本体育学会、日本体力医学会など体育・スポーツに関係する学会に所属する者 など

(実施体制)

- ・ 公益財団法人日本体育協会と公益財団法人佐賀県体育協会が講習会の日程等を決定
- ・ 本協会において、受講対象者への周知、受講者申込者への通知、講師の選定、会場の手配等を行い、開催

(受講料) 指導員(15,120円)、上級指導員(10,800円)

(注1) スポーツ医・科学の知識を生かし「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる者で、一定の講習会を受け、日本体育協会が認定したもの。

2) 公認スポーツ指導者研修会の実施

(内 容) 公認スポーツ指導者の資格を取得した者は4年に一度、資格更新のために研修会受講をしなければならない。その指導者に対して知識の維持・向上のための研修会を開催する。なお、日本体育協会と当協会の共催事業である。

(対 象 者) 公認スポーツ指導者の資格を取得した者

(周知方法) 日本体育協会に登録された者に文書で通知している。

(受講者数) 年間研修者は100名～150名程度。

(科目数) スポーツ一般4時間(講義3時間・研究協議1時間)

(講師)

- ・国・公・市立の大学、短期大学における教育実績を持つ者。
- ・社会体育専門学校等における教育実績を持つ者。
- ・各科目の専門領域において、教育実績または研究実績を持つ者。
- ・中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者。

(実施体制)

- ・公益財団法人日本体育協会と公益財団法人佐賀県体育協会が講習会の日程等を決定
- ・本協会において、受講対象者への周知、受講者申込者への通知、講師の選定、会場手配等を行い開催

(受講料) なし

3) スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成講習会の実施

(内容) 日体協公認スポーツ指導者スポーツリーダー及びスポーツ少年団(注2)認定員の資格を取得するためのスポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会を日本体育協会の委託で開催する。

(対象者) スポーツ少年団の指導者

(周知方法) 各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団の指導者に連絡し開催

(受講者数) 30名程度

(科目数) スポーツ少年団の概要など14時間

(講師) ・県スポーツ少年団認定育成員

- ・スポーツトレーナー・栄養士・医者・小中の保健体育教員

(実施体制)

- ・日体協委託により、県協会が日程、受講者への通知、講師の手配等行なって開催
- ・日体協と日本スポーツ少年団で受講者の認定

(受講料) 3,500円

(注2)「多くの青少年にスポーツの喜び」及び「青少年の体と心を育てる組織を地域社会に」を目的に創設された組織。

4) スポーツ少年団母集団研修会の実施

(内容) スポーツ少年団を取り巻く保護者及び指導者(母集団(注3))に対する研修会を毎年2回開催する。

(対象者) スポーツ少年団の団員の保護者及び指導者

(周知方法) ・各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団の指導者に連絡し開催

(受講者数) 60名程度

(科目数) 少年期のスポーツ指導など4時間

(講師) ・県スポーツ少年団常任委員(本部長他)

- ・小中の保健体育教員

(実施体制) ・県体協が日程、受講者への通知、講師の手配等行なって開催

(受講料) なし

(注3) 保護者や指導者等のスポーツ少年団の活動を支える母体となる集団

5) スポーツ少年団ジュニアリーダー養成研修会の実施

(内容) 少年スポーツの普及発展を目指し、スポーツ少年団ジュニアリーダー養成研修会を開催し、

将来のスポーツ少年団指導者の養成を行う。

(対象者) スポーツ少年団員

(周知方法) ・各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団の指導者に連絡し開催

(期間) 毎年1回(2泊3日)

(科目数) ・レクリエーションなど16時間

(講師)

- ・県スポーツ少年団常任委員(本部長他)
- ・スポーツ少年団リーダー会

(実施体制)

- ・県体協で日程、受講者への通知、講師の手配等行なって開催
- ・日体協で受講者の認定及び登録

(受講料) 4,000円

(2) スポーツの指導者等の養成・育成を目的とした研修会参加の助成

<内容>

1) スポーツ少年団認定育成員研修会への参加経費等の助成

(内容) 認定から4箇年経過したスポーツ少年団認定育成員(注4)に対し、全国団体が開催する更新研修会に参加する認定育成者の参加費を助成する。

(対象者) スポーツ少年団員認定育成員のうち、全国団体から受講指示(4年経過)のあった者

(周知方法) 認定から4年目にあたるスポーツ少年団認定育成員へ文書で通知

(助成額) 一人当たり2,160円。当該年度に更新を迎える人数分を予算計上

(助成の決定方法) ・認定から4年目にあたるスポーツ少年団認定育成員の全員

(注4) 全国団体が主催するスポーツリーダー養成講習会(2日間)を受講して認定試験に合格した者

2) スポーツ少年団指導者の研修会・研究大会等への参加経費等の助成

(内容) 少年スポーツ指導者の資質向上と望ましい指導体制の確立を目的として全国団体が開催する研修会・研究大会等に参加するスポーツ少年団指導者の参加費を助成する。

(対象者) スポーツ少年団指導者

(周知方法) 各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団の認定指導者に文書で通知

(助成額) 一人当たり・開催地までの交通費及び宿泊料

(助成の決定方法) 申請者の実績等を審査し理事長が決定

3) 中心的指導者に対する研修会等への参加経費の助成

(内容) 指導力向上を目的として大学等が開催する研修会やスポーツコーチアカデミー(注5)に参加する各種競技の若手の中心的指導者(注6)の参加費を助成する。

(対象者) 若手の中心的指導者

(周知方法) 各種競技団体に対し文書で通知

(助成額) 一人当たり(99,120)円

(助成の決定方法) ・ ・ ・各競技団体から推薦された中心的指導者を競技力向上委員会で審査し、派遣を決定し、当該派遣者に対して助成

(注5) 指導者の能力の相乗効果や拡大を図っていくこと。

(注6) 各競技団体における卓越した指導力のある者で、各種競技団体からの推薦に基づき、本協会の競技力向上委員会が推薦した者

(3) 地域のスポーツの活性化のための総合型地域スポーツクラブの支援

(内 容) 総合型地域スポーツクラブとは、スポーツを取り巻く現状及び地域における社会問題を解決するために従来の競技別の団体ではなく、地域毎の総合的なスポーツ組織である。地域にスポーツ文化を根付かせるため、県内各地域に総合型地域スポーツクラブ設立に向けて、例えば以下のような支援活動を行う。

- 1) 総合型地域スポーツクラブが自主的自発な活動ができるように、組織作りのための規約作り、運動助成金の申請助言、スポーツ指導者の情報提供等を行う。
- 2) 創設・設立した総合型地域スポーツクラブに対し、組織強化、活動の定着化ができるようにクラブアドバイザーを地区に派遣（年約30回）し運営指導を行う。
- 3) 県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の研修会等を行う。
- 4) 持続可能なクラブ運営を図るために、クラブネットワークの強化を行う。
- 5) 全国の生涯スポーツの情報を収集し、総合型地域スポーツクラブの運営指導を行う。

(対 象 者) 佐賀県内にスポーツクラブを創設・設立しスポーツの普及を行う者

(周知方法) 各市町担当者・各クラブ関係者に対し、面談及び文書で通知

(支援先の決定方法) 未設立・創設準備中の市町・団体から要請及び設立市町・クラブからの要請

(実施体制) 県クラブアドバイザーの視察及びヒアリングにより日程等の決定を行う

【事業実施の財源】

補助金 佐賀県 「一般事業費補助金」

(補助金の内容)

- ・ 交付者：佐賀県
- ・ 名称：「一般事業費補助金」

(4) 広報活動・表彰事業

1) 広報活動事業

(内 容) 広報活動については、本協会だけでなく競技団体等が企画したキャンペーン活動、スポーツ番組制作なども視野に入れて考えているので、その広報活動による事業内容を本協会の総務委員会で審査しながら、スポーツに対する県民の正しい理解と県民総スポーツの実現のためにスポーツ広報・事業展開をおこなっていく。

(対 象 者) 広報活動の対象者：一般県民並びに関係諸団体、都道府県体育協会

2) 表彰事業

(内 容) 本県体育・スポーツの健全な普及及び発展に貢献した団体及び個人に対して表彰を行う。

(対 象 者) 表彰の対象者：体育・職場・地域等の団体・賛助会員・役員並びに個人

(表彰者の選考方法)

選考委員：総務委員会（理事3名・学識若干名・事務局等若干名）

選考基準：申請に基づき、活動内容と功績等を総務委員会で審査

最終決定者：理事長

5. スポーツ大会等の開催補助事業

【趣 旨】

県内のスポーツ少年団活動やスポーツを通じた国際交流を支援し、県内駅伝大会、アマチュアゴルフ大会、県民体育大会・さわやかスポーツ・レクリエーション祭、郡市町体育大会を開催してスポーツの振興と競技力向上を図る。

【事業内容】

(1) スポーツ少年団活動支援

1) スポーツ少年団（九州・全国）競技別交流大会への参加経費等の補助

(内容)

スポーツ少年団競技別交流大会補助金交付要綱に基づき、スポーツ少年団が参加する県外の大会の参加料と旅費の一部を支給し、スポーツ少年団の活動を活性化する。

(対象者) スポーツ少年団

(周知方法) ・各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団登録加盟者に文書で通知。

(助成額) スポーツ少年団競技別交流大会補助金交付要綱に定める額

(助成の決定方法) 補助金交付要綱により理事長が決定

2) スポーツ少年団（九州・全国）大会への参加経費等の補助

(内容)

スポーツ少年団が参加するスポーツ少年団大会の参加料と旅費の一部を助成し、スポーツ少年団の活動を活性化する。

(対象者) スポーツ少年団

(周知方法) ・各市町スポーツ少年団事務局よりスポーツ少年団登録加盟者に文書で通知。

(助成額) 1人当たり、開催地までの交通費

(助成の決定方法) 申請者の実績等を審査し、理事長が決定

3) スポーツ少年団大会等の開催

(内容)

- ・佐賀県スポーツ少年団大会（各市町体協・当協会）

目的 : スポーツ少年団が一堂に会し交流を図る。

参加者数 : 9種目 1300人

開催期日 : 夏季休業中に行う。

実施体制 : 当協会にて日程等を決定し市町体協で参加申込等を行う。

- ・佐賀県競技別（ミニバスケットボール）交流大会（県スポーツ少年団ミニバスケットボール部会、当協会）

目的 : ミニバスケットボールを通して団員相互の親睦を図る。

参加者数 : 6チーム 150人

開催期日 : 年3回（春1回・秋1回・冬1回）

実施体制 : 当協会にて日程等を決定し部会で参加申込等を行う。

- ・九州ブロックスポーツ少年団競技別交流大会

目的 : スポーツを通して、九州各県のスポーツ少年団の交流と親睦を図る。

参加者数 : 九州8県 32チーム 300人

開催期日： 夏季休業中に行う。

実施体制： 当協会で開催等を決定し、競技団体が競技の運営を行う。

・佐賀県スポーツ少年団駅伝大会（当協会）

目的： 駅伝を通して、県内スポーツ少年団の交流と親睦を図る。

参加者数： 県内 54 チーム 320 人

開催期日： 2 月 11 日（建国記念日）

実施体制： 当協会で開催及び会場を決定

（2）スポーツ国際交流活動

1）日韓スポーツ交流事業

（内容）

日韓スポーツ交流事業・地域交流推進事業（都道府県・市区町村交流）実施要項に基づき、両国がお互いに相手国を訪問し、スポーツ活動（練習・試合・講習会・スポーツ観戦など）と文化探訪（市内見学・買い物など）を実施するものであり、派遣については日本体育協会が参加者の渡航費を負担し、同時に行う受入については、受入に関わる経費については日本体育協会が負担する。

＜対象者＞協議団体に所属している選手、同行役員（監督、コーチ、本部役員、通訳）

市町体育協会に所属している選手、同行役員（監督、コーチ、本部役員、通訳）

＜周知方法＞・各競技団体及び市町体育協会に文書で実施の有無を確認している。

＜派遣者の決定＞・日体協で決定

＜助成内容＞渡航費対象となった参加者の渡航費全額、受入に関わる経費については日本体育協会が負担する。

2）日独スポーツ少年団交流事業

（内容）

日独スポーツ少年団交流実施要項に基づき、日独両国のスポーツ少年団の指導者・団員がお互いに相手国を訪問し、グループに分かれて各地でホームステイをすると共に、スポーツ交流や視察研修等のプログラムを約 18 日間に渡り実施するものであり、派遣については渡航費の補助を行う。同時に行う受入については、九州 1 グループ（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県）の持ち回りで各年 3 県が実施する。（3 年実施し、1 年休止）。佐賀県で実施する際は、受入市町スポーツ少年団に委託し、実施する。

【派遣】

＜対象者＞スポーツ少年団に登録している団員および指導者

＜周知方法＞・県内各市町スポーツ少年団事務局に実施の有無を打診し、決定している。

＜派遣者の決定＞・日本スポーツ少年団で決定

＜助成額＞1 人あたり 5 万円

【受入】

＜受入市町の決定＞ 県内各市町スポーツ少年団で持ち回り。

＜委託金額＞ 40 万円

3) 日韓青少年夏季スポーツ交流事業

(内容)

毎年、8月16日から8月22日の日程で日韓両国の少年団がお互いに相手国を訪問し、5種目の競技を通じて、スポーツ活動(練習・試合・講習会・スポーツ観戦など)と文化探訪(市内見学・買い物など)を実施するものであり、派遣については、参加者に参加料を負担してもらいその他派遣に関わる経費については日本体育協会が負担し、同時に行う選手の受入に当たっては、7日間の受入期間中の宿泊先・交流会場等の確保・合同見学等を行っている。

<対象者>スポーツ少年団に登録している団員・指導者または県体育協会が推薦する者

<周知方法>・各競技団体及び市町体育協会に資料配布またはマスコミ、ホームページ等で開催競技、日程などを周知。

<派遣者の決定>・所属県体育協会から推薦し、日体協が認める者

<助成内容>派遣の場合は参加料1万円を負担。その他の派遣に関わる経費は日体協で負担。受入についてはすべて日体協で負担。

(3) 県民スポーツ振興活動

<内容>

1) 一般県民が参加するゴルフ選手権大会等の主催

(内 容) 一般県民及び本協会加盟団体がゴルフ競技を通じて、親睦や情報交換を図り併せてスポーツ振興の支援を目的とする。

(対 象 者) 一般県民及び本協会加盟団体

(周知方法) 競技団体へ文書で通知し一般県民へ周知する。

(参加者の決定方法)・申込者全員参加

(参 加 費) 1,000 円

(開催の概要) 別添の開催要項による。

2) 県民体育大会等やスポーツ教室

(内 容) 県、市町、各種競技団体、市町体育協会等と共催するとともに、当該大会・教室等に対して補助金、負担金を支給する。

(対 象 者) 大会参加者及び参加団体

(補助の対象の選考方法)

選考委員会：生涯スポーツ委員会

委 員：本協会理事 若干名

加盟団体 若干名

郡市町体育協会 若干名

学識経験者 若干名

事務局職員 若干名

選考基準：共催するスポーツ大会毎に補助金交付要綱(別添)を定めている。支給対象の大会とするかの判断は各大会の実行委員会などからの申請に基づき、競技内容、参加者、規模等を理事会で協議し審査する。

最終決定の方法：理事長が決定する。

(共催している主なスポーツ大会の概要)

①アマチュアゴルフ選手権大会 (大会実行委員会・当協会)

目 的：県民に広くゴルフ競技を普及振興し県民の健康増進と体力向上を図り、もって地域スポーツの発展に寄与することを目的とする。

開 催：年 1 回開催

参加者：4,155 人

実施体制：県体育協会及び県ゴルフ協会等で佐賀県アマチュアゴルフ選手権大会実行委員会を組織し日程等を決定

②県民体育大会 (県、当協会)

目 的：県民の間にスポーツを普及振興し、スポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな県民生活の進展に寄与する。

開 催：年 1 回開催

競技種目：20 競技 33 種別

実施体制：実行委員会で日程等を決定

③県さわやかスポーツ・レクリエーション祭 (実行委員会、当協会)

目 的：県民に全県的な規模のスポーツ・レクリエーションの場を提供することにより、スポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって本県の生涯スポーツ振興と明るく生き生きした県民生活の一層の充実に寄与する。

開 催：年 1 回開催

競技種目：交流大会 17 種目

実施体制：実行委員会で日程等を決定

【事業実施の財源】

補助金・登録料・委託料・募金

(補助の内容)

- ・ 交付者：佐賀県
- ・ 名称：「各種競技大会開催費補助金」
- ・ 目的：佐賀県のスポーツ少年団活動の活性化を促進しスポーツを通じて団員相互の交流と親睦を深め、心身共に健康な少年の育成を図る。
- ・ 交付者：日本体育協会
- ・ 名称：「スポーツ少年競技別交流大会費補助金」
- ・ 目的：スポーツ少年団活動の活性化を促進し団員相互の交流と親睦を図る。
- ・ 交付者：独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ・ 名称：「スポーツ団体スポーツ活動助成金」
- ・ 目的：生涯にわたる豊かなスポーツライフのための環境づくりと、競技水準の向上を図る。

(委託料の内容)

- ・ 委託元：日本体育協会
- ・ 委託内容：スポーツ少年団県大会等